

発委第 2 号

日出町議会委員会条例の一部改正について

日出町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 0 日 提 出

議会運営委員会

委員長 森 昭 人

日出町議会委員会条例の一部を改正する条例

日出町議会委員会条例（昭和 5 1 年日出町条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「政策推進課、契約検査室、税務課、生活環境課、商工観光課、農林水産課、都市建設課、上下水道課」を「政策企画課、まちづくり推進課、税務課、農林水産課、都市建設課、上下水道課、会計課、監査委員事務局」に改め、同条第 2 号中「住民課、福祉対策課、子育て支援課、健康増進課、会計課、監査委員事務局」を「住民生活課、介護福祉課、子育て支援課、健康増進課」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。